国土交通省 第2次回答 重点事項通番:3

(8月4日 第41 回専門部会にて審議)

管理番号

60

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木•建築

提案事項(事項名)

防災拠点・避難所に非常用の合併処理浄化槽を設置する場合における建築基準法の規制緩和

提案団体

富山県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

防災拠点・避難所については、下水道処理区域であっても合併処理浄化槽を整備できるようにする

具体的な支障事例

災害時における防災拠点・避難所でのトイレの確保は、被災地の生活環境の保全と公衆衛生の確保を図る上で重要な課題である。

新潟中越地震(2004年)や東日本大震災(2011年)といった過去の災害においても、下水処理場や管路に被害を受け、被災地におけるトイレの確保に苦慮したとの報告がある。本県においても、富山湾沿岸部を中心に、液状化しやすいとされており、こうした地域の広い範囲が下水道整備区域となっていることから、災害時の防災拠点・避難所において、下水道が使用できずにトイレの確保が困難となることが懸念されている。

そのため、現在、下水道整備区域では、こうした施設は基本的に下水道に接続されているが、万が一、下水管が破損した場合や終末処理施設に障害が発生した場合などに備え、長い下水管が不要で短時間で復旧できる合併処理浄化槽を整備(またはバックアップのために併設)することも手段の一つとして研究していく必要がある。

しかしながら、建築基準法第 31 条では下水道処理区域内において設置できるのは、公共下水道に連結された水洗トイレに限定されており、他の方法を用いることができない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

防災拠点・避難所については、下水道処理区域であっても合併処理浄化槽を整備できるように規制緩和することで、施設の管理者が地域の状況に応じて災害に強いトイレを整備できるようになる。

根拠法令等

建築基準法 31 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

東金市、上越市、広島県

〇建築基準法第 31 条では、下水道処理区域内において公共下水道に連結された水洗トイレの設置義務があるが、非常時に防災拠点・避難所では、代替機能として合併浄化槽等に切り替えができるなどの対策を講じることも必要であると考える。下水道法第 10 条ただし書きを許可要件として、建築基準法第 31 条のただし書きを設けてもよいのではないか。

〇下水道については、災害の発生場所、規模等によっては早期復旧、稼働が難しいことも想定される。地域の 状況や防災計画などを考慮したうえで、下水道処理区域であっても災害拠点、避難所に合併処理浄化槽を設置 することは有効な対策のひとつであると考えられるので、そうした選択も可能となるよう規制の緩和を望む。

各府省からの第1次回答

国土交通省としても災害時における便所の確保は重要であると認識しており、マンホールトイレの設置を推進する等、災害時における便所の確保に向けた財政的・技術的支援を積極的に推進しているところ。

下水道施設には、地震によって下水の排除及び処理に支障をきたさないよう下水道法施行令第5条の8第5号において耐震基準が設けられており、平成28年熊本地震においても、排水管の破断や閉塞により流下機能が失われた箇所が10箇所あったものの、仮配管等による応急対応で速やかに流下機能を確保したため、下水道施設の被災が原因で便所が使用できないという事例は発生していない。

元来下水道は自然流下を基本としているため、災害等による停電時においても流下機能は確保されるという構造上の利点を有しており、市街地における公衆衛生の確保ができる。

なお、災害時においては、建築基準法第85条の規定により同法第31条が適用除外となり、既存の小学校を防災拠点・避難所として活用する場合であっても、同法第85条が適用されないわけではなく、災害時に公共下水道に接続しない合併処理浄化槽を使用することは可能である。

これらを踏まえた上でもなお、災害時における便所の機能確保を目的として合併処理浄化槽の設置の必要性がある場合は、別途相談に応じる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

合併処理浄化槽は、強化プラスチックで頑丈に出来ているうえ、ブロア以外の機械類も少ないことから、災害による被害を受けた場合であっても、必要に応じて個別に修理等の対応をとることにより、下水道よりも早期に復旧が可能であるとされている。このことから当県では、被災者が集まる防災拠点・避難所において、下水道処理区域内であっても、災害時のみ合併処理浄化槽を設置するのではなく、平常時から公共下水道に接続しない合併処理浄化槽を整備することにより、災害時における早期の便所の確保や下水道と同等の汚水処理が実施できるという観点から提案したところである。

便所は、住民の日常生活に欠くことのできないものであることから、災害時においてもその機能を発揮できるよう耐震性を確保するとともに、代替性の確保を進める必要がある。

こうした観点から、引き続き、本提案について検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

防災拠点・避難所における合併処理浄化槽の設置に係る建築基準については、地方分権改革推進委員会第 2次勧告の趣旨を踏まえ、条例による補正を許容すべきである。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

- 〇 下水道の耐震化は順次進めており、二重投資を回避する中でリスク対策を考えるべきとのことだが、投資コストや防災対策等を総合的に勘案して、具体的にどのような対策を考えるかは、地域の実情を踏まえ首長が判断すべきことであり、災害拠点等についてピンポイント的に、危険分散の観点から合併処理浄化槽を設置することも可能としてよいのではないか。
- 下水道の耐震化を完了するには時間がかかることからも、リスク回避という意味で、合併処理浄化槽の設置を可能としてよいのではないか。

各府省からの第2次回答

提案募集検討専門部会にて頂いたご指摘を踏まえ、処理区域内における平常時からの使用を前提とした合併処理浄化槽の設置の必要性について、提案団体及び追加共同提案団体(提案団体等が県の場合はその管内市町村を含む)に対して、内閣府地方分権改革推進室と合同で調査したところ、ニーズは一件もなかった。

下水道施設の耐震化の状況については、避難所と処理場を結ぶ幹線など重要な下水管渠の約5割、下水処理場の約4割で耐震化が完了している。また、耐震化未了の施設についても発災後速やかに下水道の機能を確保するため、災害時の応急復旧計画を定めた下水道 BCP(業務継続計画)の策定を推進している(平成27年度末:約9割、平成28年度末:全ての地方公共団体にて策定予定)。平成28年熊本地震(以下「熊本地震」という。)において流下機能が失われた箇所についても、被災した地方公共団体が策定した下水道 BCPに基づき速やかに流下機能が確保されたため、下水道施設の被災が原因で便所が使用できないという事例は発生していない。また、過去の大規模地震(阪神淡路大震災、新潟中越地震、東日本大震災及び熊本地震)において被災した地方公共団体(159団体)のうち、下水道施設の被災が原因で便所が使用できなかった避難所のある地方公共団体は、東日本大震災で被災した8団体のみであった。そのうち7団体は下水道 BCP が未策定であり、残る1団体は津波に対応した下水道 BCP ではなかった。

したがって、下水道は耐震化未了の施設についても下水道 BCP による早期復旧が可能であり、下水道の復旧が合併処理浄化槽よりも遅いとのご指摘は当たらない。

また、熊本地震で被害の大きかった益城町においては、指定避難所や避難所として利用された 19 箇所の施設のうち、下水道施設の破損が原因で便所が使用できなかった避難所はない。

なお、リスク回避的に合併処理浄化槽を設置することについて、平時は下水道に排水するのであれば現行制度上可能である。(一次回答のとおり、災害時においては、建築基準法第85条の規定により同法第31条が適用除外となり、既存の小学校を防災拠点・避難所として活用する場合であっても、同法第85条が適用されないわけではなく、災害時に公共下水道に接続しない合併処理浄化槽を使用することは可能である。)

国土交通省 最終的な調整結果 重点事項通番:36

管理番号	56	提案区分	B 地方に対する	規制緩和	提案分野	土木·建築	
提案事項 (事項名)	公営住宅建替事業の施行要件の緩和						
(尹庆日/							
提案団体	埼玉県						
制度の所管・関係府省							
	国土交通省						

求める措置の具体的内容

公営住宅の建替えに伴う団地の集約化や廃止を計画的かつ円滑に行うため、公営住宅法第2条第15号の「現地要件」を緩和し、非現地で法定建替事業が行えるよう法改正を行うこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

本県の県営住宅は、小規模な団地が比較的多く、今後の世帯数の減少、コンパクトなまちづくりや維持管理 費削減の観点から、老朽化した小規模団地については、用途の廃止や中規模・大規模団地の建替えに合わ せた集約化を推進することが必要となっている。

再編整備の前提となる公営住宅の建替事業を法定建替えとして実施するには、公営住宅法第2条第15号により現地要件を満たすことが必要である。法定建替えでは入居者に対して法に基づく明渡請求を行うことができるが、任意建替えではできない。

本県では、平成37年次までに10団地を用途廃止し、中・大規模団地へ集約する目標値を設定しており、厳しい財政状況の中で、再編整備を効果的かつ効率よく推進するためには、非現地での建替えを法定建替えとして実施できるよう現地要件を緩和することが必要である。

【支障事例】

任意建替えでは法に基づく明渡請求を行うことができないため、全入居者の移転には長期にわたる交渉が必要となる場合もあり、計画的な廃止や集約化といった再編整備をスムーズに進めることができない。また、明渡請求を行えない廃止予定団地については移転対象者をより少なくするため、あらかじめ長期間入居募集を止める必要があり、団地を廃止するまで空き室が生じその分の家賃収入を得ることができない。さらに、少数であっても残入居者がいる間は、建物の維持管理費がかかるため家賃収入と支出との均衡が図れない。

【懸念の解消策】

入居者に対する明渡請求は入居者の権利を制約するものであるが、公営住宅建替事業は、公営住宅法第39~43条で入居者保護の規定(再入居の保障、仮住居の提供、移転料の支払等)が整備されており、公営住宅建替事業の画一的かつ迅速な実施のために、借地借家法第28条(正当理由)の特例として明渡請求を行うことが認められていると解すべきである。現地要件を緩和してもこれらの入居者保護規定が適用されるのであるから、入居者保護に欠けることはないと考えられる。

根拠法令等

公営住宅法第2条第15号

各府省からの第1次回答

そもそも、公営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する公営住宅を除却するために、事業主体は当該公営住宅の入居者にその明渡しを請求することができることとなっており(公営住宅法第38条第1項)、この請求を受けた入居者は、速やかに公営住宅を明け渡さなければならないとされている(公営住宅法第38条第3項)。

公営住宅建替事業の「現地要件」については、仮に非現地建替えを認めた場合、従前の居住地とは別の場所に、責めに帰せられるべき事由のない居住者が、行政の一方的な判断のみで非自発的に移転を求められる結果となり、居住者の権利を著しく侵害することとなる。これを踏まえれば、公営住宅法第39条から第43条までの入居者保護規定を拡大適用するなどの如何なる条件を付けたとしても、現地要件を撤廃することは不適当である。

なお、公営住宅の非現地建替えを行う場合に財政支援することは可能であり、その点は平成27年1月30日付け住宅局住宅総合整備課長通知にて明らかにしているところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

公営住宅の再編整備は、人口減少や将来的な世帯数の減少を踏まえ、コンパクトシティの実現や団地経営の効率化など、近年、必要性が高まっている自治体の政策課題に対応する観点から行っているものである。公営住宅の建替事業は、事業の公共性が高く、その画一的かつ迅速な事業の実施が求められるため、当該事業に伴う明渡請求を特別に法で定めているものである。他方で、入居者の居住の安定を確保するため、建替後の新しい公営住宅への再入居の保障、家賃の激変緩和、仮住居の保障等の規定を置き、公営住宅建替事業の円滑な実施と入居者の保護の調和を図っている。(逐条解説公営住宅法)

このようなことから、現地であるか非現地であるかの別によらず、公営住宅法に基づく事業であることに鑑み、明渡請求を付与しても入居者の権利を著しく侵害することにはならないと考える。

また、公営住宅は税金により整備されており、入居や低廉な家賃について特別な配慮がなされている。民間の賃貸住宅とは性質の異なる住宅であることを考慮すると、明渡しについて一般法である借地借家法の規定との均衡を図る必要があるのか議論すべき点であると考える。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

苫小牧市、横手市、天童市、真室川町、さいたま市、春日部市、東京都、長野県、京都府、海南市、鳥取県、玉野市、宮崎市

- 〇老朽化した公営住宅が多く、今後用途廃止や建替えに伴う集約化を推進する必要があるため、非現地での建替えも法定建替えとして実施できれば住宅整備を円滑に進めることができる。
- 〇小規模な団地を集約して建替をしたいと考えているが、事業を早期に進めるためには公営住宅法の 基づく明渡請求が必須であり、「非現地」での法定建替が行えるよう緩和をお願いしたい。
- 〇公営住宅は8地域38団地986戸で広域的に拡散し、大半が耐用年限を過ぎた老朽化した木造・簡易耐火住宅であって、修繕費用の増や安全面の問題、生活様式の変化に伴う空き室の増加等の需要変化をみすえて順次用途廃止していく必要が出てきているが、既存入居者の住替え交渉等で難航することもあり、現行の制度では計画的な用途廃止や建替え、集約化といった整備再編をスムーズに進めることに支障となっている。
- 〇任意建替えでは法に基づく明渡請求を行うことができないため、全入居者の移転には長期にわたる 交渉が必要となる場合もあり、計画的な廃止や集約化といった再編整備をスムーズに進めることがで きない。
- 〇老朽化した小規模団地を中規模・大規模団地の建替えに合わせた集約化は実施していない。(用途廃止予定近辺の府営住宅に斡旋している。)しかし、現在見直しを進めているストック総合活用計画 (長寿命化計画の策定)の中で、団地の再編・非現地建替えを推進することが必要と考えられることから、今後は集約による非現地建替えの計画も想定され、円滑な建替えを進めていく上で提案の実現が望まれる。

_通番36

〇長寿命化計画等で非現地統合建替等を計画しているため、「現地要件」が緩和されると円滑に計画 実行できると考える。

〇近年の建替事業は、老朽化した小規模団地を中規模・大規模団地の建替えに合わせ集約化しながら、需要に即した建替えを実施している。法定建替えの要件には、現地建替えや建替え戸数等の要件があるが、統合・集約型の建替事業に関しては、これらの要件に合致しない場合が多く、任意建替えを選択せざるを得ない状況がある。こうしたことから、周辺小規模団地を含む一体的な建替事業を計画する場合でも、法定建替えとなるよう要件の緩和を図ることで、円滑な事業の実施が期待できる。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

〇現在、立法時には想定されていなかった人口減少社会が到来し、公営住宅の建替・集約化の必要性が公 共の観点から高まってきている。

Oさらに、公営住宅は、低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を提供するという公共目的を有するものであり、民間住宅とは異なる性格を有している。

〇以上を踏まえると、非現地建替えにおける明渡請求の可否については、民間住宅と同列に考えるのではなく、公営住宅の性格、建替え・集約化の公共的な必要性等を踏まえ、公共政策的な観点から、別の判断が可能なのではないか。

各府省からの第2次回答

○そもそも、新たな場所に公営住宅を建設するにあたり、現に存する公営住宅を除却しなければならないと する必然性を立証することは困難と考える。

〇そのような中、行政側の公共政策的な必要性(ストック総合活用計画、長寿命化計画等に基づく公営住宅の集約による団地経営の効率化やコンパクトシティの実現など)があれば、民事裁判に訴えることもせずに入居者を強制的に新たな場所に移住させることを可能とする制度改正を行えば、行政側の都合だけで現入居者の「これまでの住居にて居住したい」とする権利を容易に侵害することが可能となってしまい、またそれに対する歯止めもないこととなることから、たとえ公営住宅法第39条から第43条までの入居者保護規定を非現地建替えの場合にまで拡大適用するなどのいかなる条件を付したとしても、現地要件を外すことは不適当であり、現行制度を維持するべきものと考える。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

6【国土交通省】

- (5)公営住宅法(昭26法193)
- (i)公営住宅の非現地における建替え・集約化の方策については、事業主体、有識者等の意見を踏まえつつ、明渡請求の在り方等を含めて総合的に検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

国土交通省 最終的な調整結果 重点事項通番: 40

管理番号	81	提案区分	B 地方に対する規制	緩和	提案分野	土木·建築		
提案事項 (事項名)	公営住宅の明渡し請求に係る収入基準の条例委任							
(事识句)	· 学 久 口 / · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
提案団体	豊田市、松山市							
制度の所管・関係府省								
	国土交通省							

求める措置の具体的内容

入居収入基準を超える高額の収入として定められている(令第9条第1項)収入基準を、事業主体が条例で 定めるように改正。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正内容】公営住宅法施行令第九条を「法第二十九条第一項に規定する政令で定める基準は、三十 一万三千円以下で事業主体が条例で定める基準とする。」に改正する。

【支障事例】公営住宅に入居後、収入が増加しすでに低額所得者とは言えなくなったものが、依然として低家賃で公営住宅に入居している。本市の平成26年度の状況は、明渡努力義務が課せられている収入超過者219名(全体の12.33%)が引き続き入居しており、入居待機者は285名に及んでいる。

【制度改正による効果】基準額を258,000円と定めた場合、219名のうち40名が高額所得者になり、住宅の明渡を請求することができるようになる。40名を退去させることにより、待機している住宅に困窮する低額所得者の入居が可能となる。

【制度改正の必要性】入居者資格を有して公営住宅への入居を希望しながら入居できない低所得者がいる一方で、収入超過者が入居し続け、その公平性、的確性に問題が生じている。したがって、入居待機者数、住宅確保のしやすさや空き家状況など地域の実情に合った高額所得者の収入基準設定が必要と考える。 【国の各種施策との関連】第1次一括法により、公営住宅の入居に関する収入基準について条例委任がなされた。本提案はこれに続いて明渡し請求の基準も条例委任とすることで、さらなる自治体の自主性の強化と自由度の拡大をはかり、地方分権を進めるものである。

1 8	+ ⊅П	注	\sim	竿
根	火	冮	ᄁ	寸

公営住宅法第29条

各府省からの第1次回答

明渡請求は入居者の権利を強く制約することとなることから、公営住宅法による法定明渡請求を講ずることができる場合を同法は限定しているところ(同法第29条、第32条及び第38条の場合のみ)。「高額所得者」は、法定明渡請求という極めて強い公権力の行使の対象となる者であることから、地域差があってはならず、その基準は国として全国一律に定めるべきものである。

また、現在の高額所得者要件は「ほぼ全国どこであっても自力で住宅を購入することが可能」な年収となる 基準(月収)としているところ。これは、仮に高額所得者に対して明渡請求を行う場合においては、高額所得 者の居住移転の自由を確保する観点から、移転先を事業主体が制約する結果とならないよう、高額所得者 の自由意思でほぼ全国どこにでも新たな居住先を求めるのに困難のない基準としていることによるものであ る。したがって、高額所得者要件は今後も国として一律に定めておく必要がある。

以上から、高額所得者要件を事業主体が条例で定めることができることとする改正を行うことは困難である。なお、高額所得者要件を全国一律で定めている限り、高額所得者と認定された者は如何なる地域においても公営住宅の入居収入基準を満たさないこととなることから、「低額所得者」の公営住宅の入居を何ら阻害する結果とならない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本市では、毎年度多くの入居希望者の申し込みを受けており、生活が苦しく、公営住宅に入居を希望しながら入居が叶わない世帯がいる一方で、民間賃貸住宅に入居できる収入がありながら公営住宅に居座り続ける世帯がおり、支援のミスマッチが生じてしまっている。このような状況は公営住宅を管理する他の自治体でも起こっていることであり、昨今における公営住宅の課題の1つと感じている。

退去後における高額所得者の住まいの選択肢は、戸建て住宅の取得だけでなく、民間賃貸住宅への入居も該当すると考えており、高額所得者の明渡収入基準は民間賃貸住宅の家賃相場やストック状況に応じて定められることが望ましいと考えている。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

横手市、天童市、長野県、高知県

〇公営住宅の公募状況をみると明らかに応募が集中する比較的新しい住宅と全く応募がない老朽化した古い住宅にわかれ、比較的新しい住宅は全体の3割程度しかなく供給が不足している。また、高額所得者は毎年1,2名程度であるが、収入超過者は60人程いる。しかし、収入超過者に対し明渡請求が出来ないので、住宅に困窮して待機している入居希望者の支障になっている。

〇入居募集への応募倍率が平均6~8倍である一方、収入超過者は822世帯にのぼる。また、建設費を除いた公営住宅の戸あたり維持管理費は約14万/年となっている。多額の維持管理費がかかる中、入居資格のある低所得世帯が入居出来ず、収入超過者が長期的に入居している不公平な現状は改善する必要があると考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

公営住宅の明渡し請求に係る収入基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、 条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向け、地域の実情に応じた収入基準の設定などについて積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

<全国一律に基準を定める必要性>

〇高額所得者の収入基準については、地域により住宅の供給状況や家賃相場は異なっており、全国一律に 「ほぼ全国どこでも」持ち家を購入できる所得水準とする必要はないのではないか。

全国一律の基準とすべき合理性があるのであれば、全国各地の住宅供給状況や家賃相場等のデータを踏まえて、お示しいただきたい。

〇保護の必要性が相対的に低い高額所得者の全国への転居まで保障する反射的な効果として、入居を必要とする住宅困窮者の入居を妨げることとなり、公営住宅の本来の目的に反するのではないか

各府省からの第2次回答

〇高額所得者の中には、公営住宅を明け渡した後に別の民間賃貸住宅等に入居しようとしたとしても、当該 民間賃貸住宅等における入居条件次第では必ずしも入居できるとは限らないことから、高額所得者に公営 住宅の明渡請求を行うに当たっては、その基準は高額所得者が全国一律にほぼ全国どこでも持ち家を購入 できる程度の水準とするべきものと考える。(なお、全国各地の住宅供給状況や家賃相場のデータに関して は別途お示しする。)

○仮に高額所得者基準を条例に委ねることとした場合、各地方公共団体のそれぞれの事情により自由に基準を引き下げることができるようになるが、高額所得者といえども現在の基準以下である限りは公営住宅に引き続き住んで構わないとしている現状の中で、特段の法的保障もなく現在の生活基盤を根こそぎ奪うこととなる明渡請求の対象を、各地方公共団体の裁量如何で自由に設定できるとすることについては、慎重に考える必要がある。したがって、高額所得者基準については、現行制度を維持するべきものと考える。 ○なお、借地借家法においても、建物の借賃を増額する場合には相応の理由の立証が求められることとなるが、それとの均衡を考えても、明渡請求の基準を各地方公共団体の裁量に委ねてもよいということにはならないと考える。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

6【国土交通省】

- (5)公営住宅法(昭26法193)
- (iii) 公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準(施行令9条)については、現在、全国一律に政令で定めているが、これを改め条例に委任するなど地域の実情を反映する方向で検討し、平成 28 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

内閣府 第2次回答

重点事項通番:11

(8月3日 第40回専門部会にて審議)

管理番号

143

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲

提案団体

宇都宮市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。

具体的な支障事例

【背景】

国通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」において、「処遇改善等加算の加算率の認定は、その施設・事業所を管轄する市町村が取りまとめた上で、都道府県知事が行うこと」とされているが、「子ども・子育て支援新制度」の施行(平成 27 年4月)前は、当該認定に関する権限についても、中核市が有していた。

【支障事例】

当該権限が都道府県に移行したことにより、新制度施行前と比較し、加算率の認定までに、相対的に多くの期間を要している状況であり、年度当初から加算率の認定までの期間は、概算による給付で対応している中、概算給付とせざるを得ない期間が、以前よりも長期化している。

施設・事業所の中には、概算給付の期間中は、保育士等に対する加算分の賃金の支払いを留保しているところもあり、当該施設・事業所に勤務する保育士等に対する賃金支払いにこれまで以上の遅れが生じている。なお、市町村において審査等の作業を早期に実施したとしても、認定に係るスケジュールは都道府県に従わざるを得ない状況である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県のスケジュールに左右されることなく、認定までの作業を進めることができるため、現在よりも数か月程度、概算給付の期間を短縮できる。その結果、施設・事業所が保育士等に対し、より早期から本来の賃金を支払うことができる。

根拠法令等

- ・子ども・子育て支援法第27条~第30条
- ・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成 27 年3月 31 日 府政共生第 349 号・26 文科初第 1463 号・雇児発 0331 第 10 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

秋田県、神奈川県、浜松市、豊田市、大阪府、伊丹市、北九州市、大分市

- 〇申請から認定までの期間が短くなることと、申請時期を市町村が自由に設定できるので繁忙期を避けること ができる。
- ○本市でも処遇改善を県に申請してから、認定の通知が出るまでの期間が、以前より長期化している。
- 〇新制度施行前同様に、市で認定することが可能であれば、市で認定する他の加算の認定作業と並行して事務を進めることができ、給付費の精算に係る事務が円滑に実施できると考える。
- 〇処遇改善等加算の加算率の認定は、市町村が確認を行い取りまとめた上で、都道府県知事が行うこととされているが、新制度(平成27年4月)前は、当該認定に関する権限についても、指定都市・中核市が有していた。 指定都市・中核市が管轄する名人の控訟・事業所の認定を報道原見が行うには、名人の期間を要するため、「何

指定都市・中核市が管轄する多くの施設・事業所の認定を都道府県が行うには、多くの期間を要するため、「処遇改善等加算」の加算認定についても、権限を移譲することを求める。

〇処遇改善等加算について、認定権者は都道府県知事となっていることから、事務処理スケジュールも都道府 県に従う必要がある。

県内市町村全てに認定を行うため、認定時期が遅くなってしまうことが想定される。

政令・中核市のように件数が多い場合、認定後さらに多大な事務を行わなければならないことを考えると、施設への給付が更に遅くなってしまう。

よって、提案のとおり処遇改善等加算の認定事務を政令・中核市に移譲することは良いと考える。

〇給付の主体は各市町村であること、また、処遇改善等加算の認定に係わる書類も市町村を通じて都道府県 に提出している現状から、施設数が多い指定都市、中核市においては提案市同様、事務を移譲することによっ て概算給付の期間を短縮可能と考えられる。

各府省からの第1次回答

処遇改善等加算の認定については、①従前の民間施設給与等改善費における対応、②平均勤続年数の算定に当たっては、市町村を超えて情報を集約することが必要、③教育・保育の提供に当たって必要な人材の確保や資質向上に対する関与の必要性、といった要素を考慮し、都道府県が認定する仕組みとなっている。以上の仕組みは、子ども・子育て支援新制度について審議するため、内閣府に置かれている「子ども・子育て会議」における議論を経て決定したものであることから、今回の提案を踏まえ同会議にお諮りをした上で、対応を検討させていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

全国同様、本市においても待機児童が発生しており、その解消に向けて、現在、施設整備と保育士確保に取り 組んでいるところである。特に、保育士の処遇改善は喫緊の課題と捉えている。

このような中、保育士賃金は他の職種との格差が大きく、栃木県のアンケート調査においても、7割を超える保育士が給与改善を求めている。保育現場での保育士等の確保や就業定着の観点から、保育士等に対し、早期に本来の賃金を支払うことは重要であると考えているため、制度見直しの緊急性を理解いただき、実現に向け、速やかに結論を得るようお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

指定都市への移譲については、積極的な検討を求める。

中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

〇子ども・子育て会議に諮りつつ対応を検討するとのことだが、年末の閣議決定に間に合うよう、早急に結論を 出していただきたい。

〇また、子ども・子育て会議において本件を議論する際には、都道府県が認定を行うことによる認定期間の遅れ という支障を明確にした上で議論し、議論の経過・内容について事務局に情報提供いただきたい。 次回の子ども・子育て会議にお諮りし、対応を検討してまいりたい。

文部科学省 第2次回答

重点事項通番:11

(8月3日 第40回専門部会にて審議)

管理番号

143

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲

提案団体

宇都宮市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。

具体的な支障事例

【背景】

国通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」において、「処遇改善等加算の加算率の認定は、その施設・事業所を管轄する市町村が取りまとめた上で、都道府県知事が行うこと」とされているが、「子ども・子育て支援新制度」の施行(平成 27 年4月)前は、当該認定に関する権限についても、中核市が有していた。

【支障事例】

当該権限が都道府県に移行したことにより、新制度施行前と比較し、加算率の認定までに、相対的に多くの期間を要している状況であり、年度当初から加算率の認定までの期間は、概算による給付で対応している中、概算給付とせざるを得ない期間が、以前よりも長期化している。

施設・事業所の中には、概算給付の期間中は、保育士等に対する加算分の賃金の支払いを留保しているところもあり、当該施設・事業所に勤務する保育士等に対する賃金支払いにこれまで以上の遅れが生じている。なお、市町村において審査等の作業を早期に実施したとしても、認定に係るスケジュールは都道府県に従わざるを得ない状況である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県のスケジュールに左右されることなく、認定までの作業を進めることができるため、現在よりも数か月程度、概算給付の期間を短縮できる。その結果、施設・事業所が保育士等に対し、より早期から本来の賃金を支払うことができる。

根拠法令等

- ・子ども・子育て支援法第27条~第30条
- ・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成 27 年3月 31 日 府政共生第 349 号・26 文科初第 1463 号・雇児発 0331 第 10 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

秋田県、神奈川県、浜松市、豊田市、大阪府、伊丹市、北九州市、大分市

- 〇申請から認定までの期間が短くなることと、申請時期を市町村が自由に設定できるので繁忙期を避けること ができる。
- ○本市でも処遇改善を県に申請してから、認定の通知が出るまでの期間が、以前より長期化している。
- 〇新制度施行前同様に、市で認定することが可能であれば、市で認定する他の加算の認定作業と並行して事務を進めることができ、給付費の精算に係る事務が円滑に実施できると考える。
- 〇処遇改善等加算の加算率の認定は、市町村が確認を行い取りまとめた上で、都道府県知事が行うこととされているが、新制度(平成27年4月)前は、当該認定に関する権限についても、指定都市・中核市が有していた。 特定都市・中核市が管轄する名人の控訟・事業所の認定を報道原見が行うには、名人の期間を要するため、「何

指定都市・中核市が管轄する多くの施設・事業所の認定を都道府県が行うには、多くの期間を要するため、「処遇改善等加算」の加算認定についても、権限を移譲することを求める。

〇処遇改善等加算について、認定権者は都道府県知事となっていることから、事務処理スケジュールも都道府 県に従う必要がある。

県内市町村全てに認定を行うため、認定時期が遅くなってしまうことが想定される。

政令・中核市のように件数が多い場合、認定後さらに多大な事務を行わなければならないことを考えると、施設への給付が更に遅くなってしまう。

よって、提案のとおり処遇改善等加算の認定事務を政令・中核市に移譲することは良いと考える。

〇給付の主体は各市町村であること、また、処遇改善等加算の認定に係わる書類も市町村を通じて都道府県 に提出している現状から、施設数が多い指定都市、中核市においては提案市同様、事務を移譲することによっ て概算給付の期間を短縮可能と考えられる。

各府省からの第1次回答

処遇改善等加算の認定については、①従前の民間施設給与等改善費における対応、②平均勤続年数の算定に当たっては、市町村を超えて情報を集約することが必要、③教育・保育の提供に当たって必要な人材の確保や資質向上に対する関与の必要性、といった要素を考慮し、都道府県が認定する仕組みとなっている。以上の仕組みは、子ども・子育て支援新制度について審議するため、内閣府に置かれている「子ども・子育て会議」における議論を経て決定したものであることから、今回の提案を踏まえ同会議にお諮りをした上で、対応を検討させていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

申請期間の確保については、実施要綱及び交付要綱の発出時期による部分が大きいため、平成 29 年度分にあっては、早期に示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

指定都市への移譲については、積極的な検討を求める。

中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

〇子ども・子育て会議に諮りつつ対応を検討するとのことだが、年末の閣議決定に間に合うよう、早急に結論を 出していただきたい。

〇また、子ども・子育て会議において本件を議論する際には、都道府県が認定を行うことによる認定期間の遅れ という支障を明確にした上で議論し、議論の経過・内容について事務局に情報提供いただきたい。

各府省からの第2次回答

次回の子ども・子育て会議にお諮りし、対応を検討してまいりたい。

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番:11

(8月3日 第40回専門部会にて審議)

管理番号

143

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲

提案団体

宇都宮市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。

具体的な支障事例

【背景】

国通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」において、「処遇改善等加算の加算率の認定は、その施設・事業所を管轄する市町村が取りまとめた上で、都道府県知事が行うこと」とされているが、「子ども・子育て支援新制度」の施行(平成 27 年4月)前は、当該認定に関する権限についても、中核市が有していた。

【支障事例】

当該権限が都道府県に移行したことにより、新制度施行前と比較し、加算率の認定までに、相対的に多くの期間を要している状況であり、年度当初から加算率の認定までの期間は、概算による給付で対応している中、概算給付とせざるを得ない期間が、以前よりも長期化している。

施設・事業所の中には、概算給付の期間中は、保育士等に対する加算分の賃金の支払いを留保しているところもあり、当該施設・事業所に勤務する保育士等に対する賃金支払いにこれまで以上の遅れが生じている。なお、市町村において審査等の作業を早期に実施したとしても、認定に係るスケジュールは都道府県に従わざるを得ない状況である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県のスケジュールに左右されることなく、認定までの作業を進めることができるため、現在よりも数か月程度、概算給付の期間を短縮できる。その結果、施設・事業所が保育士等に対し、より早期から本来の賃金を支払うことができる。

根拠法令等

- ・子ども・子育て支援法第27条~第30条
- ・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成 27 年3月 31 日 府政共生第 349 号・26 文科初第 1463 号・雇児発 0331 第 10 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

秋田県、神奈川県、浜松市、豊田市、大阪府、伊丹市、北九州市、大分市

- 〇申請から認定までの期間が短くなることと、申請時期を市町村が自由に設定できるので繁忙期を避けること ができる。
- ○本市でも処遇改善を県に申請してから、認定の通知が出るまでの期間が、以前より長期化している。
- 〇新制度施行前同様に、市で認定することが可能であれば、市で認定する他の加算の認定作業と並行して事務を進めることができ、給付費の精算に係る事務が円滑に実施できると考える。
- 〇処遇改善等加算の加算率の認定は、市町村が確認を行い取りまとめた上で、都道府県知事が行うこととされているが、新制度(平成27年4月)前は、当該認定に関する権限についても、指定都市・中核市が有していた。指定都市・中核市が管轄する多くの施設・事業所の認定を都道府県が行うには、多くの期間を要するため、「処

遇改善等加算」の加算認定についても、権限を移譲することを求める。 〇処遇改善等加算について、認定権者は都道府県知事となっていることから、事務処理スケジュールも都道府

県内市町村全てに認定を行うため、認定時期が遅くなってしまうことが想定される。

政令・中核市のように件数が多い場合、認定後さらに多大な事務を行わなければならないことを考えると、施設への給付が更に遅くなってしまう。

よって、提案のとおり処遇改善等加算の認定事務を政令・中核市に移譲することは良いと考える。

〇給付の主体は各市町村であること、また、処遇改善等加算の認定に係わる書類も市町村を通じて都道府県 に提出している現状から、施設数が多い指定都市、中核市においては提案市同様、事務を移譲することによっ て概算給付の期間を短縮可能と考えられる。

各府省からの第1次回答

県に従う必要がある。

処遇改善等加算の認定については、①従前の民間施設給与等改善費における対応、②平均勤続年数の算定に当たっては、市町村を超えて情報を集約することが必要、③教育・保育の提供に当たって必要な人材の確保や資質向上に対する関与の必要性、といった要素を考慮し、都道府県が認定する仕組みとなっている。以上の仕組みは、子ども・子育て支援新制度について審議するため、内閣府に置かれている「子ども・子育て会議」における議論を経て決定したものであることから、今回の提案を踏まえ同会議にお諮りをした上で、対応を検討させていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

全国同様、本市においても待機児童が発生しており、その解消に向けて、現在、施設整備と保育士確保に取り組んでいるところである。特に、保育士の処遇改善は喫緊の課題と捉えている。

このような中、保育士賃金は他の職種との格差が大きく、栃木県のアンケート調査においても、7割を超える保育士が給与改善を求めている。保育現場での保育士等の確保や就業定着の観点から、保育士等に対し、早期に本来の賃金を支払うことは重要であると考えているため、制度見直しの緊急性を理解いただき、実現に向け、速やかに結論を得るようお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

指定都市への移譲については、積極的な検討を求める。

中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

〇子ども・子育て会議に諮りつつ対応を検討するとのことだが、年末の閣議決定に間に合うよう、早急に結論を 出していただきたい。

〇また、子ども・子育て会議において本件を議論する際には、都道府県が認定を行うことによる認定期間の遅れという支障を明確にした上で議論し、議論の経過・内容について事務局に情報提供いただきたい。

次回の子ども・子育て会議にお諮りし、対応を検討してまいりたい。

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番:18

(8月5日 第42回専門部会にて審議)

管理番号

210

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

児童委員の役割を強化するために民生委員との兼任をできる規定化

提案団体

広島市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

民生委員でなくても児童委員になれるよう、法の改正を求める。

具体的な支障事例

児童福祉法第 16 条により市町村の区域には児童委員を置くこととされているが、同条第2項で「民生委員は、児童委員に充てられたものとする」とされているため、民生委員が児童委員を兼任することになっている。しかし、子どもに関する相談・支援件数は、民生委員・児童委員の活動において、約4分の1(平成27年度:17,078件/総数65,300件)を占めているのに加え、児童虐待や不登校など、児童に関わる問題は複雑化し、児童相談所における相談・通告件数も増加(平成21年:475件⇒平成25年:1,031件)しているため、児童委員を兼任している民生委員の負担が増加してきている。

また、児童委員はその職務内容から比較的若い年代の者が望ましいと考えられる(国が示す主任児童委員の年齢基準:原則として 55 歳未満)が、民生委員が兼任するため、民生委員・児童委員の平均年齢は 63.2 歳であり、年代別では 30 代・40 代が極端に少なく、60 代が半数を占めている。

ついては、地域の実情に応じて民生委員とは別の者が児童委員になることができるよう、児童福祉法において、 民生委員を兼務しない児童委員の委嘱規定を設けるとともに、同法 16 条2項を「民生委員を児童委員に充てる ことができる」との規定に改めることを求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

児童委員と民生委員をそれぞれ別の方が担うことにより、民生委員の負担軽減が図られるだけでなく、児童委員もその業務に注力することができるため、児童委員の機能強化に繋がる。

根拠法令等

児童福祉法第 16 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

〇自治体によって、地域の実情や規模も異なっていることから、児童委員の規定に関する本提案について、各 自治体の実情に応じ、柔軟に対応できるように制度改正を行うことは、望ましいと思われる。

本市においても、相談件数に占める「子どもに関すること」の割合は、

平成 17 年度 19.2%(12,283 件/63,818 件)

平成 22 年度 21.5%(15,931 件/73,989 件)

平成 27 年度 22.6%(15,134 件/67,235 件)

と増加傾向にある。しかしながら、児童福祉法には、児童委員のうちから、主任児童委員を指名することとなっており、第十七条第三項においても、主任児童委員は、児童委員の職務を行うことができるとされている。このため、本提案事項の規定化を行う際は、主任児童委員の役割についても、再考する必要があると思われる。また、民生委員と児童委員が別の者であるとなった際、民生委員、児童委員、主任児童委員について、地域住民に対して、それぞれの制度、役割を住民にいかに周知、啓発するかという点についても、課題となると思われる。制度改正の効果に挙げられる「民生委員の負担軽減」については、子どもに関することに対する対策のみではなく、民生委員・児童委員の負担軽減を総括的に考える必要がある。

〇本市における子どもに関する相談・支援件数は決して少なくなく(平成 27 年度:990 件/総数 6,969 件)、児童虐待や不登校等の問題も複雑化している。また、児童に関する相談・支援のみならず高齢化等の社会状況に伴い民生委員・児童委員の負担は大きくなっている一方で、新たな民生委員・児童委員のなり手が不足している状態である。

各府省からの第1次回答

児童に関する問題は、その保護者が抱える問題と一体となることが多く、保護者が抱える問題については民生委員としての立場で対処することになる。児童に関する問題に機動的に対応するためには、児童委員と民生委員が兼ねている体制が最も望ましいものと考えている。また、多様な世帯が存在するため、民生委員と児童委員が別々に訪問することは家庭の負担になることも懸念される。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

児童の問題と保護者の問題が混在する世帯への関わりについては、民生委員と児童委員で協議し、民生委員 と児童委員の連携を密にしながら、窓口を一本化することなどにより、機動的に対応することや、対象家庭の負 担にならないようにすることが可能であると考える。

また、児童委員と民生委員を分化することにより、児童委員が児童委員の活動に専念することができるため、児童福祉に関する専門知識を深め、より幅広い活動やきめの細かい取組等が期待できる。

児童を取り巻く問題が複雑・多様化する一方で、高齢者数の増加やコミュニティの希薄化なども進んでいることから、児童委員と民生委員を分化することにより、民生委員・児童委員の負担の軽減を図ることができ、民生委員・児童委員の担い手の確保にも繋がるものと考える。

本提案は、民生委員・児童委員の兼務制度を前提にしつつも、地域の実情に応じ、児童委員の業務に専念する運用を正面から認めることができるようにするために、法改正を求めるものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

児童に関する問題は、保護者が抱える問題と一体となることが多く、包括的な対応を求められる場合が多いことから配慮が必要。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

〇児童に関する問題は、その保護者が抱える問題と一体となることが多く、民生委員と児童委員が別々に訪問することは家庭の負担になることも懸念されることから、児童委員と民生委員が兼ねている体制が最も望ましいとのことだが、現行制度上も、運用により児童委員を重点的に担うことができ、地区担当の民生委員との連携が図られているので、懸念は当たらないのではないか。

〇地方自治体が専門の担い手を配置しようとする場合でも、必ず兼務させなければならない仕組みは合理性がない。制定時からの時代の変化もあるので、全国的な実態調査を踏まえ、希望する地方自治体は専任の児童 委員を委嘱できるよう制度を見直すべきではないか。

〇児童虐待に関する問題など専門性が要求される案件に対応するニーズもあることから、民生委員を兼任しない児童委員制度を創設する必要があるのではないか。

各府省からの第2次回答

児童に関する問題が、保護者が抱える問題と一体となることが多いことは、提案団体以外の自治体への聴取からも明らかになっており、民生委員と児童委員が兼務をする現状の体制が望ましいと考える。

その中で、提案団体が述べているように児童の問題に機動的に対応するためには、主任児童委員制度の十分な活用が考えられる。今後、主任児童委員制度をはじめ、現行制度を上手く活用いただき、児童の問題等に対応いただけるよう、自治体への聴取結果を踏まえた制度活用に係る留意点等を示した通知を発出したい。

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番:16

(8月5日 第42回専門部会にて審議)

管理番号

81

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

放課後児童支援員認定資格研修の弾力的運用

提案団体

愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基き、平成27年4月1日から都道府県が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了した放課後児童支援員を、1クラブにつき2名(うち1名を除き、補助員の代替可)を配置することが義務付けられた。平成27年4月1日以前から勤務している職員についても一律に研修を受講することが義務付けられているため、研修制度導入前から従事している放課後児童支援専門員については、研修の内容の一部免除を求める。

具体的な支障事例

これまでに県が実施した「資質向上研修」を受講するほか、現場経験を十分に積み、知識・技能を習得している 勤務継続職員に対しても、16 科目 24 時間の基礎的研修の受講を一律に求めていることから、現場職員の負担 となっており、経過措置終了後の放課後支援相談員の確保に支障が生じる可能性もある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

真に受講が必要と認められる者に対してのみ研修を実施することで、現場の負担を軽減できるとともに、放課後 児童支援員の確保に資する。また、県や市町にとっては、研修開催経費や受講者旅費等の経費縮減にもつな がる。

根拠法令等

- ・「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成 26 年4月 30 日厚生労働省令第 63 号)
- 「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

新宿区、豊田市、東海市、寝屋川市、門真市、島根県、防府市、徳島県、久留米市、八女市

- 〇現場経験を十分に積み、知識・技能を習得している勤務継続職員に対しても、16 科目 24 時間の基礎的研修の受講を一律に求めていることから、現場職員の負担となっており、対応する放課後児童クラブにおいても、代替職員の確保が負担となっている。
- 〇最低限の指導員数で運営を行っているため、研修参加に伴う他の指導員への負担は大きい。
- 〇本市においても、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が制定される以前より、放課後児 童クラブ指導員の半数以上を保育士等の資格を有する職員としており、一定のスキルをもった指導員が多いこ

とから、提案事項に共同提案団体として参画するもの。

- 〇放課後児童支援員の資質向上のため必要な研修であるが、全課程を受講するための日程調整やローテーション勤務の調整が困難である。また、限られた人員での保育を実施しているため、研修実施日の現場の負担が大きく、児童の保育の質に影響しかねない状況である。
- 〇長期にわたり指導員として従事し、その間民間が実施する各種研修を受講しているものも、今回の改正による支援員の資格を得るためには、改めて県主催の研修の受講が義務付けされているため現場や本人にとって 負担となっている。

各府省からの第1次回答

平成 27 年4月に施行した子ども・子育て支援新制度のもとで研修制度の導入を行ったところであり、また保育士等の資格を有している者には一部科目免除を行っているところ。研修の免除は、児童の生活のケアを行う支援 員の質の低下につながるおそれがあるため対応困難。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本研修に関して、実際の現場では、

- ・保育士の免許を取得したばかりで社会経験の乏しい職員より、保育士の免許を有しないが勤務経験の長い職員の方が、児童に対する指導(教育・保育)等を援助について精通しており、保護者や子どもから信頼関係の構築や指導について高い評価を得ていて、現場の指導者として機能していることが多い。
- ・保育士等の有資格者については、受講科目の一部免除が認められているが、勤務継続者についてはそのような措置が認められていないため、現場職員の不満が大きく、現在認定資格研修を受講していない勤務継続者から、経過措置後に未受講であることを理由に離職するといった声も一部で上がっている。
- ・放課後児童支援員認定資格研修の内容は、県が実施している放課後児童支援員の資質向上研修と遜色ない 内容で実施しているものがあり、資質向上研修を受講している勤務継続者にとっては、重複した内容の研修を 受講しなければならない。

といった支障事例が生じている。

ついては、都道府県が実施する放課後児童支援員の資質向上を目的とした研修の中で既に受講した科目については、当該研修の該当科目の一部免除を行うことが適当と考える。

なお、本県では、平成25年度から、放課後児童支援員、補助員、児童厚生員、放課後子ども教室関係者等を対象とした「放課後支援員等資質向上研修」を開催しており、その中で実施している障害児童担当支援員研修会では「障害のある子どもの理解」と遜色ない内容の研修を行っているため、当該科目の一部免除を行ったところで、児童の生活のケアを行う支援員の質の低下にはつながらない。

(全文は、補足資料を参照。)

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

- ○下記の個別のパターンについて、事務局と調整の上、免除を検討すべきではないか。
 - ①放課後児童支援員自身が認定資格研修の講師要件を満たす科目
 - ②資質向上研修において、既に類似の内容を受講している科目
- 〇経過措置の延長については、子ども・子育て支援事業計画の第1期の進捗状況の把握し、検討を行うとのことだが、研修科目の一部免除については、運用上の問題であり、放課後児童支援員の確保は喫緊の課題であることから、それとは別に中間的な見直しをすべきではないか。

各府省からの第2次回答

認定資格研修は、放課後児童クラブの支援員となるために必要な知識等を身につけるものであり、放課後児童健全育成事業の質の確保という観点を考慮する必要がある。

その中で、認定資格研修とは別の資質向上研修等において、ある研修科目について、認定資格研修において行われるものと同等以上のものを受講したと研修実施者が認める場合においては、当該科目については、認定資格研修を受講したこととみなせる形で運用、さらには、研修実施者の判断において、講師実施者が講義を行った科目について研修受講を免除しても構わないと認めたものについては、そのような形での運用ができるよう検討して参りたい。

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番:16

(8月5日 第42回専門部会にて審議)

管理番号

98

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

放課後児童支援員認定資格研修の受講免除

提案団体

栃木県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

都道府県が行う「放課後児童支援員認定資格研修」について、保育士等の国家資格を有する者については、研修を受講しなくとも支援員の有資格者と認定されるよう要件緩和をお願いしたい。

具体的な支障事例

有資格者については、一部免除科目があるため、受講者に対する資格確認業務や、受講実績等の個別管理が必要であり、事務が煩雑である。今後は一部修了者の受講実績管理も発生することから、研修事務が一層煩雑 化すると見込まれる。

また、研修受講の義務化により、受講者本人の負担だけではなく、対応する放課後児童クラブにおいても、職員 不足等の負担が生じるほか、経過措置終了後、児童数増加に伴う創設、分割または新たな支援単位の追加等 の必要性が生じた場合において、放課後児童支援員の確保が困難となることが想定される。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

本県の放課後児童支援員の有資格者率は、56.7%であり、また、平成27年度受講者の約6割が有資格者だった。制度改正により受講対象者は半数以下になると見込まれ、さらに一部免除者がいないことで、事務の効率化と大幅な研修経費の削減が図られる。

また、有資格者及び所属クラブの負担が軽減される。

根拠法令等

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 10 条第 3 項 放課後児童支援員等研修事業実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

西鄉村、新宿区、長野市、門真市、防府市、宇和島市、八女市

〇研修受講の義務化により、職員不足等の負担が生じクラブ運営に支障をきたすことが予想される。現在でも、 職員確保が難しいため、経過措置終了後の職員確保がさらに困難となることが想定される。

〇有資格者については、一部免除科目があるため、受講者に対する資格確認業務や、受講実績等の個別管理が必要であり、事務が煩雑である。今後は一部修了者の受講実績管理も発生することから、研修事務が一層煩雑化すると見込まれる。また、研修受講の義務化により、受講者本人の負担だけではなく、対応する放課後児童クラブにおいても、代替職員の確保が負担となっている。

- 〇本市は、支援員を380人確保しているが、年間の受講可能者は30人程度に留まる。一方、本市の県研修の有資格者の内、保育士の有資格者は27%を超えているため、重ねて全ての科目を受講することは効率が悪い。
- 〇本市においても、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が制定される以前より、放課後児童クラブ指導員の半数以上を保育士等の資格を有する職員としており、一定のスキルをもった指導員が多いことから、提案事項に共同提案団体として参画するもの。
- 〇保育士等の資格が有るにも係らず無資格者と同様に認定研修の受講を義務付けることで、現支援員が経過措置期間後の退職を示唆する状況であり、今後、支援員の確保に支障をきたす恐れがある。
- 〇保育士等の有資格者が改めて研修を受けることで本人や学童保育所の負担が増えている。

各府省からの第1次回答

保育士の資格を有している者には4科目6時間分の一部科目免除を行っているところ。その一方で、研修科目の中には、放課後児童クラブに関する理解等、放課後児童支援員として必要な専門性に係る知識及び技能の習得に関するものであるため、研修そのものを免除することは困難であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

保育士等の国家資格を有する者は、その資格取得過程で子どもを理解するための基礎知識等は習得しており、例えば、資格取得のための研修は免除し、代わりに放課後児童支援員として必要な知識等に関するテキスト等を配布して、放課後児童健全育成事業に関する理解と認識を深めてもらうとともに、毎年多くの職員が受講している現任研修に専門性を高める内容を組み込んで必須研修として実施する等、資格取得後の現任研修を更に強化していくことで、支援員の質の低下にはつながらないと考える。

また、放課後児童支援員については、処遇面や勤務時間等の理由により希望者が少なく、人材確保が困難であるといった現状に加え、平成27年度以降は「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づく適正な児童数及び面積の基準を確保するため、新たなクラブの創設や支援の単位の追加等を要するクラブが多く、必要な放課後児童支援員の確保が課題となっている。資格取得のための研修を免除することで、保育士等の有資格者が放課後児童支援員として就労しやすくなり、人材確保の促進にもつながる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

〇経過措置の延長については、子ども・子育て支援事業計画の第1期の進捗状況の把握し、検討を行うとのことだが、研修科目の一部免除については、運用上の問題であり、放課後児童支援員の確保は喫緊の課題であることから、それとは別に中間的な見直しをすべきではないか。

各府省からの第2次回答

保育士等の国家資格を有するものであっても、放課後児童クラブの質の確保という観点から、放課後児童クラブ に関する最新の知見等を、認定資格研修において習得して頂くことが必要。

なお、経過措置として、平成31年度までは、放課後支援員について、研修を終了することを予定している者も、配置すべき放課後支援員としてみなしてよいこととしている。今後、経過措置終了時を見据えつつ、研修の受講状況等を含め、有識者の意見も聴きながら、放課後児童クラブの質の確保に向け、研修内容も含めて必要な見直しについての検討を加えていく予定である。

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番:16

(8月5日 第42回専門部会にて審議)

管理番号

111

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

放課後児童支援員研修の受講要件の緩和

提案団体

松山市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「省令」という。)第10条第3項の放課後児童支援員認定資格研修の受講要件に、放課後児童支援員の補助員経験者のうち子育て支援員研修(放課後児童コース)を修了した者(以下単に「子育て支援員」という。)に関する要件を明記の上、受講に必要とされる従事年数を他の児童福祉事業の従事者よりも短期化する。または、子育て支援員については、放課後児童支援員認定資格研修の受講科目のうち、子育て支援員研修の受講科目と重複するものの受講を免除する。

具体的な支障事例

放課後児童健全育成事業では、省令で定められた基準に従い、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員を置かなければならないが、そのうち1人を除いては、補助員をもって代えることができる。なお、補助員には、子育て支援員とそれ以外の者が存在するが、それらの待遇はほとんど同じである。

放課後児童支援員になるには、都道府県知事が実施する研修を修了する必要があり、当該研修を受講できる者は省令で定められた要件を満たす者(保育士等の有資格者と実務経験者とに大別される)に限られているが、実務経験者に関する要件の中には、補助員経験者や子育て支援員に関する規定は明記されておらず、補助員(特に子育て支援員)が放課後児童支援員認定資格研修を受講しようとしても、他の児童福祉事業の従事者と同じ経験年数を求めざるを得ない。

また、放課後児童支援員の研修科目の中には、子育て支援員の研修科目と一部重複するものがあるにもかかわらず、子育て支援員は再度その科目を受講しなければならず、現場職員の負担となっている。

今後、放課後児童健全育成事業を充実させるに当たっては、一定の実務経験を有する放課後児童支援員をできるだけ多く確保する必要があるところ、一定の研修を修了した子育て支援員を段階的に育成していくことが効率的であり、子育て支援員研修の受講の促進にもつながることから、省令等で定める受講要件の緩和を求めるものである。

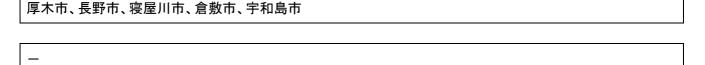
制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

子育て支援員研修を受講する意欲の醸成が図れるとともに、子育て支援員を段階的に短期間で放課後児童支援員に育成していくことで、人材不足を解消でき、ひいては対象学年の拡大に伴う放課後児童クラブの増設をさらに進めることができる。

根拠法令等

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 10 条第 3 項 放課後児童支援員等研修事業実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)



各府省からの第1次回答

現に放課後児童クラブで補助員として働いている子育て支援員の、研修受講に必要な従事年数の取扱いについては、実施状況なども踏まえつつ、検討の余地があると考えている。

なお、受講の一部免除については、子育て支援員研修は、放課後児童支援員の補助員となるための研修であるため、放課後児童支援員認定資格研修とは同等に扱うことが難しく、科目が同じでもあっても統一的な質の担保の確保という観点から認めることはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

(1)子育て支援員に対する認定資格研修の必要経験年数の短期化

本市児童クラブの従事職員は、パートタイム勤務のため受講要件を満たすまでに3~4年かかることから、経過措置終了後の各児童クラブの放課後児童支援員は2~3名しか見込めず、健全な労働環境の確保ができないおそれがある。

また、子育て支援員研修を受けた補助員には、児童に対する対応レベルの向上などの効果が確認されており、 認定資格研修を受ける際の必要経験年数の短期化は十分可能と考えられることから、例えば「1年かつ 1,000 時間以上」に短期化するなどの検討を早急に進めていただきたい。

(2)子育て支援員に対する認定資格研修の一部科目免除

放課後児童支援員と補助員は、その職責は異なれど、児童を預かって支援するという点では同様のスキルが求められるのであるから、両研修間で類似する科目について、同等の内容で実施することで受講免除は十分可能であると考える。

また、現行の子育て支援員研修は、補助員になるための資格要件となっていないなど、受講するメリットが乏しく、本市の子育て支援員の有資格者が全体の1%にすぎない点からしても、制度そのものが形骸化しているといわざるを得ない。

今後は、現任研修なども活用しながら、無資格者の補助員から子育て支援員、子育て支援員から放課後児童 支援員へと段階的にステップアップできる仕組みを構築することが、子育て支援員研修の受講の促進や放課後 児童支援員の確保につながり、児童の健全育成に資するものと考える。

児童クラブの現場で働く職員の負担も考慮の上、意欲的な補助員が、できるだけ早期に放課後児童支援員となれるよう、研修内容を工夫していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

_

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

- ○下記の個別のパターンについて、事務局と調整の上、免除を検討すべきではないか。
 - ・子育て支援員研修(放課後児童コース)において、既に類似の内容を受講している科目
- 〇経過措置の延長については、子ども・子育て支援事業計画の第1期の進捗状況の把握し、検討を行うとのことだが、研修科目の一部免除については、運用上の問題であり、放課後児童支援員の確保は喫緊の課題であることから、それとは別に中間的な見直しをすべきではないか。

各府省からの第2次回答

経過措置として、平成31年度までは、放課後支援員について、研修を終了することを予定している者も、配置すべき放課後支援員としてみなしてよいこととしている。今後、経過措置終了時を見据えつつ、研修の受講状況等を含め、有識者の意見も聴きながら、放課後児童クラブの質の確保に向け、研修内容も含めて必要な見直しについての検討を加えていく予定である。

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番:16

(8月5日 第42回専門部会にて審議)

管理番号

213

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

放課後児童支援員資格要件等の緩和等

提案団体

広島市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

1放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「省令」という。)第 10 条第 3 項に定める「都道府県知事が行う研修」を指定都市が実施できるよう権限移譲を求める。

2省令附則第2条の経過措置について、平成32年4月1日以降も、例えば「省令第10条3項第1号から第9号の資格を有する者を採用後、1年以内に研修を受講・修了することを予定している者」を含むとするなど、省令を見直すよう求める。

3省令第10条第5項の併設施設への兼務について、利用児童が帰宅するなど受入時に比べ利用児童数が減少し、他の利用者に支障が無い場合、市町村の判断により、放課後児童支援員を当該施設の専任とせず、2人の放課後児童支援員により、当該施設及び併設される放課後児童クラブを兼務により運営できるよう省令を見直すよう求める。

具体的な支障事例

1,2 厚生労働省令(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)において、放課後児童健全育成事業所ごとに放課後児童支援員を配置することが義務化され、その資格要件として、①保育士等の資格を有し、かつ②都道府県が実施する研修を修了した者とされた(②については、経過措置があり、平成31年度末までに受講すれば良いとされている。)。

しかし、都道府県が実施する研修について、平成31年度末までに予定する研修修了者数(クラブ数×2名)では、特に放課後児童クラブの開設時間の長い長期休業期間中等において必要とされる放課後児童支援員の人数が不足するため、放課後児童クラブの運営に大きな支障をきたすことが予測される。

また、経過措置期間が経過した平成32年度以降は、新規採用職員が②の研修を受講していない場合、当該研修を受講するまでの間、当該採用職員は支援員として業務に従事することができなくなるため、放課後児童クラブの運営に大きな支障をきたすことが予想される。

3 放課後児童クラブの職員配置基準として、利用児童が20人未満の放課後児童健全育成事業所については、専任の放課後児童支援員を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の施設に兼務できることとなっている。

本市では、帰宅等により利用児童数が減少する17時以降において、支障が無い範囲で、当該放課後児童クラブと併設の放課後児童クラブがそれぞれ20人未満となる場合、補助員1名が併設の放課後児童クラブを兼務している。

しかしながら、補助員の確保が依然厳しい状況が続いており、補助員が確保できない場合に、職員配置基準を満たせず、開設できない恐れが生じる。このため、開設時間中途に一つの放課後児童クラブが20人以上でも併設の放課後児童クラブと合わせて38人以下となった場合(例えばAクラブが21人、Bクラブが5人)、放課後児童支援員を専任とせず、放課後児童支援員2名が互いのクラブを兼務することにより、運営できるよう規定の緩和を求める。

なお、厚生労働省に確認したところ、児童を受入れた後に、中途から複数のクラブを合同にすることはできないと

の回答を得ている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

指定都市が自ら研修を行えるようになることで職員が受講しやすいスケジュールとすることができ、研修の受講者を増やすことができる。また、研修修了予定の職員も一時的に支援員として業務に従事することが可能となり、安定して放課後児童クラブを運営できるため、放課後における児童の生活の場が確保される。

さらに、併設施設への兼務要件を緩和することにより、より少ない補助員で放課後児童クラブを運営することができる。

根拠法令等

平成26年厚生労働省令第63号(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)第 10 条及び附則 第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

新宿区、青梅市、神奈川県、相模原市、長野市、豊田市、防府市

- 〇(1について)放課後児童支援員認定資格研修の実施主体に政令市がなることで、認定事務の効率化が期待でき、また、地域の実情に応じた柔軟な日程設定等が可能となり、平成 31 年度末までの研修受講者数の増加が期待できる。
- 〇(2について)増加する保育需要(放課後児童クラブの需要)に対応するため年々施設の増設をしており、研修を修了するまで支援員として従事できないとなれば、運営に大きな支障をきたす可能性がある。
- 〇(2について)現状でも放課後児童支援員の確保には苦慮している状況である。平成32年度以降は有資格者であることに加え、研修修了が必須となるが、更なる人材不足が見込まれる。また、放課後児童支援員の確保ができない場合、民間事業者の新規参入、あるいは待機児童対策等による公立児童クラブの定員拡大が困難となることが予測される。
- 〇(3について)、放課後児童支援員の配置人数を時間単位で減らすことで経費を削減できるとともに、支援員にとっても勤務時間が短縮化し、心身の負担軽減が図れる。さらに、利用児童にとっては、支援単位の児童が少なくなることで、一日の後半は遊び相手が少なくなり、さみしい思いをしているが、支援を合同化することで、この状況も改善することができる。

各府省からの第1次回答

213.1:指定都市においても、県と協議の上、研修の実施について委託を受ける形で、研修を実施することは現状でも可能である。

213.2: 平成 27 年4月に施行した子ども・子育て支援新制度のもとで研修制度の導入を行ったばかりであり、まずは、残り4年弱の経過措置期間中に研修を受講していただけるよう取り組んでいくことが必要と考えている。 213.3: 平成 27 年4月に施行した子ども・子育て支援新制度のもとで、放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準による放課後児童支援員の配置用件を定めたところであるが、放課後児童支援員の配置要件の緩和は、複数の職員による充実した支援の実施や子どもの安全確保という観点からすると、放課後児童クラブの質の低下につながるおそれがあるため対応不可。

なお、利用児童の数が減った時間帯において、二つの放課後児童クラブを合同で一つの放課後児童クラブとして運営することは可能。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

- 1 受託の場合、児童館担当の指導員は対象外とする県の方針から、本市が計画している人数を受講させることができないなどの問題が生じる。このため、本市の研修計画に基づき研修を実施できるよう委託ではなく実施主体に政令指定都市を含めることとしたい。
- 2 平成32年度以降の新規採用職員について、研修を修了していない者は、研修を修了するまでの間、放課後児童支援員として業務に従事できないことから、職員のシフトによっては放課後児童クラブを開設できない場合が発生する。このことは、保護者の就労に著しい支障を及ぼすことになるため、提案内容どおり検討していただ

きたい。

3 今後、利用児童の数が減った時間帯において、二つの放課後児童クラブを合同で一つの放課後児童クラブとして運営することが可能であるとの見解に従い、適切に運営することとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神奈川県】

「子育て支援員研修」では、市町村も実施主体として研修を実施できるのだから、「放課後児童支援員認定資格研修」でも、市町村が実施主体として研修を実施できるよう権限移譲すべきである。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

1については、「指定都市においても、県と協議の上、研修の実施について委託を受ける形で、研修を実施することは現状でも可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

2については、提案の実現に向けて積極的な検討を求める。

3については、提案の実現に向けて、十分に検討すること。

なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

(1について)

○ 認定資格研修の実施主体に政令指定都市を含めることについて、委託方式に限定する理由はあるのか。 むしろ、資質向上研修の実施主体が政令指定都市である現状からみて、同一の実施主体による、資格認定と資 質向上の切れ目のない研修の実施により、支援員の質の向上に効果的ではないか。

各府省からの第2次回答

- 1 実施要綱に規定されているように、研修実施の事業計画や人材の確保を行うことは県の責務であり、研修を独自に行いたい市町村については、委託という形で行っていただくことが適切。なお、都道府県においては、市町村のニーズの把握や日程調整などを行っていただくよう、各種会議等において伝えていきたい。
- 2 経過措置として、平成31年度までは、放課後支援員について、研修を終了することを予定している者も、配置すべき放課後支援員としてみなしてよいこととしている。今後、経過措置終了時を見据えつつ、研修の受講状況等を含め、有識者の意見も聴きながら、放課後児童クラブの質の確保に向け、研修内容も含めて必要な見直しについての検討を加えていく予定である。